

令和2年度 墨田区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域 墨田区全域
- 2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - (1) ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物)
87,852.0トン/年
(日量 286.4トン)
 - (2) し尿、浄化槽汚泥等
540.8キロリットル/年
(日量 1.92キロリットル)
 - (3) 動物死体
702頭
(日量 2頭)
- 3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
 - (1) 発生・排出者責任の徹底
 - (2) 環境に配慮したリサイクル清掃事業の推進
 - (3) 普及・啓発の拡充
 - (4) 参加・協働の促進
 - (5) 公平性・透明性と効率性の追求
- 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分別表のとおり
- 5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等別表のとおり

別表

(1) ごみ

区分	種別	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等		
家庭系廃棄物	燃やすごみ (資源物を除く。)	41,218.6ト (日量 132.5ト)	条令第2条第10号に規定する資源・ごみ集積所(以下「資源・ごみ集積所」という。) (約 12,000 か所)	墨田区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、あらかじめ定められた資源・ごみ集積所へそれぞれの収集日時に、規則第28条に定める基準に適合した容器又は袋等に収納して排出すること。 また、条令第60条に定める保管場所等を設置している集合住宅等においては、当該保管場所からあらかじめ定められた資源・ごみ集積所まで持ち出すこと。 ただし、燃やさないごみのうちガスボンベ・スプレー缶を資源・ごみ集積所へ排出する際は、他の燃やさないごみとは別の袋に「ボンベ等危険」と表示をすること。 さらに、蛍光灯等水銀含有物及び陶磁器製食器類については、燃やさないごみの日に、他の燃やさないごみとは別袋で、「蛍光灯」「食器」等と表示をして排出すること。 なお、条令第47条第1項第1号に規定する排出禁止物を排出してはならない。 資源物のうち古紙については、新聞、雑誌(厚紙・包装紙等を含む。)、段ボール、紙バック(内側がアルミコーティングされているものを除く。)の種類別に分けて、ひも等で束ねて排出すること。紙バックは、洗浄し、切り開いた上、乾かしてから排出すること。 資源物のうちびん・缶については、キャップ等を除去し、洗浄した上、びん・缶それぞれの回収用コンテナ等へ排出すること。 資源物のうちペットボトルについては、キャップ及びラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、回収用ネット等へ排出すること。 資源物のうち発泡スチロール製食品トレーについては、ラップやシールなどを除去し、洗浄乾燥した後、回収用ネット等に入れて排出すること。		
	燃やさないごみ (燃やさないごみ及び焼却不適ごみをいう。)	1,220.8ト (日量 4.3ト)		墨田区が原則として月2回収集する。		原則として、中間処理した後、埋立処分する。 なお、再生利用可能なごみ(蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器、ガスボンベ・スプレー缶)は、資源物として処分する。			
	資源物 (再生利用を目的として分別及び抜出しして収集するもので、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレー、乾電池、廃食用油、小型家電製品、蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器類、布類、金属製調理用品、ガスボンベ・スプレー缶をいう。)	古紙	2,255.4ト (日量 7.3ト)	資源・ごみ集積所 (約 12,000 か所)		墨田区が原則として週1回収集する。		再生利用が可能な資源物として、売却等により処分する。	再生利用が可能な資源物として、処分する。
		びん	1,775.6ト (日量 5.7ト)						
		缶	431.9ト (日量 1.4ト)						
		ペットボトル	1,319.7ト (日量 4.3ト)						
		発泡スチロール製食品トレー	31.0ト (日量 100.0ト/ヵ)						
		蛍光灯等水銀含有物	15.8トン (日量 55.3キログラム)						
		陶磁器製食器類	26.7トン (日量 93.6キログラム)						
		ガスボンベ・スプレー缶	33.9トン (日量 119.1キログラム)						
乾電池	19.0ト (日量 61.3ト/ヵ)	乾電池回収事業協力店及び公共施設等 (約 140 か所)	墨田区が収集する。			乾電池(筒型一次乾電池に限る。)は、回収拠点にある回収ボックスへ排出すること。			

	廃食油	14.7ト (*611.4キログラム) *1回収の平均量	公共施設及び廃食油 回収事業協力拠点 (約60か所)	墨田区が原則 として月2回収 集する。			廃食油は、ペットボトル等の容器で密封した上で、 あらかじめ定められた日に、回収拠点にある回収 ボックスへ排出すること。
	布類	47.1ト (*1,963.3キログラム) *1回収の平均量	公共施設	墨田区が収集 する			布類、金属製調理用品は、内容物が確認できる袋 等に収納した上で、あらかじめ定められた場所・日 時に、持参し排出すること。
	金属製調理 用品	1.9ト (*78.3キログラム) *1回収の平均量					
	小型家電製 品	7.4ト (*615.7キログラム) *ひと月の平均量	区施設15か所	墨田区が原則 として週1回収 集する。			再生利用が可 能な資源物とし て、売却等により 処分する。
粗大ごみ	2,480.0ト (日量8.0ト)	戸別収集など	区民の申告に 基づき墨田区が 原則として順次 収集する。	原則として、中 間処理した後、埋 立処分する。	原則として、あらかじめ定められた日に収集するので、 粗大ごみ受付センター(千代田区鍛冶町2-2-2) に申告し、条例第45条の規定により、有料粗大ごみ 処理券を貼付して排出すること。 なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル (PCB)は、除去すること。また、条例第47条第1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。		
転居廃棄物 (粗大ごみの形状で転居する者が 引越荷物運送業者に処理を委任し た廃棄物)	0.0ト (日量0.0キログラム)	引越荷物運送業者が管 理する倉庫	一般廃棄物収 集運搬業の許可 を受けた者が収 集する。		原則は、粗大ごみ受付センターに申告して排出す るが、やむを得ない事情により、引越荷物運送業者 に引渡す場合は、処理に関して必要事項を記入した 委任状を渡すこと。		
事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(注)	燃やすごみ (資源物を除く。)	33,903.3ト (日量109.0ト)	事業者が自らの責任 で行うものであるが、 墨田区が収集する場合 は、資源・ごみ集積所 (約12,000か所)	事業者が自ら の責任で行うも のほかは、墨 田区が原則とし て週2回収集す る。	事業者が自ら の責任で行うもの のほかは、自動 車による。	事業者が自ら の責任で処分す るものほかは、 原則として中間 処理した後、埋立 処分する。	事業活動から生じる事業系ごみは、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律第3条、墨田区廃棄物の減量 及び処理に関する条例第10条に規定するように、事 業者による自己処理が原則である。 また、墨田区は家庭系廃棄物を処理する義務を負 うものであり、家庭系廃棄物の処理に影響を及ぼさ ない場合に限り、事業系ごみを有料で収集する。 墨田区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさない ごみ及び資源物に分別し、条例第46条の規定によ り、有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、 区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当たって事業者は、条例第51条又は
	燃やさないごみ (燃やさないごみ及び焼却不適 ごみをいう。)	1,338.6ト (日量4.7ト)		事業者が自ら の責任で行うも のほかは、墨 田区が原則とし て月2回収集す る。			

資源物 (再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、びん、缶及びペットボトル、蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器類、ガスボンベ・スプレー缶をいう。)	古紙	1,710.7 ト (日量 5.5 ト)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、墨田区が原則として週 1 回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほか、墨田区が収集する場合は、再生利用が可能な資源物として、売却等により処分する。	第 60 条に定める保管場所又はあらかじめ定められた資源・ごみ集積所まで、持ち出すなど墨田区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみに分別するなど墨田区の指示によること。 条例第 47 条第 1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲の産業廃棄物については、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて墨田区が収集する。 資源物のうち古紙については、新聞、雑誌(厚紙・包装紙等を含む)、段ボール、紙バック(内側がアルミコーティングされているものは除く。)の種類別に分けて、ひも等で束ねて排出すること。なお、紙バックは洗浄し、切り開いた上、乾かしてから排出すること。 資源物のうちびん・缶については、キャップ等を除去し、洗浄した上、びん、缶の種類別に分けて、規則第 28 条に定める基準に適合した容器又は袋等に収納して排出すること。 資源物のうちペットボトルについては、キャップ及びラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、規則第 28 条に定める基準に適合した容器または袋等に収納して排出すること。 さらに、蛍光灯等水銀含有物及び陶磁器製食器類、ガスボンベ・スプレー缶については、燃やさないごみの日に、他の燃やさないごみとは別袋で、「蛍光灯」「食器」「ボンベ等危険」等と表示をして排出すること。
	びん				
	缶				
	ペットボトル				
	蛍光灯等水銀含有物		事業者が自らの責任で行うもののほかは、墨田区が原則として、燃やさないごみ(月 2 回)から抜き出して収集する。	事業者が自らの責任で処分するもののほか、墨田区が収集する場合は、再生利用が可能な資源物として、処分する。	
	陶磁器製食器類				
	ガスボンベ・スプレー缶				

(注) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業者から排出されるもの、又は一事業者当たりの平均排出日量が 50 キログラム未満のものをいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	2.4 ｷｯｼﾞﾙ (*0.20 ｷｯｼﾞﾙ) *ひと月の平均量	区内全域	墨田区が原則として月 1 回収集する(葛飾区に委託)。	吸い上げ 自動車による。	東京二十三区 清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道放流により処分する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第 11 条の 3 に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。

事業活動に伴って生じたし尿	269.1 ㌔㌔㌔ (日量 0.86 ㌔㌔㌔)	区内全域	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	原則として一般廃棄物処分手業者が処分する。	3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿 混じりのビルビット汚泥	269.3 ㌔㌔㌔ (日量 0.86 ㌔㌔㌔)	区内全域			一般廃棄物処分事業者が処分するものほかは、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	702 頭 (日量 2 頭)	区内全域	占有者又は管理者自らの責任で行うものほかは、申告により墨田区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。	1 墨田区に収集を依頼する場合は、規則第 31 条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう墨田区の指示によること。

(4) 区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ、石油類(ガソリン、灯油等)、塗料、薬品類、印刷インク、バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。 ペット等のふん尿については、自家処理をし、または土等を除去して便所に流すこと。
危険性のある物		
引火性のある物		
著しく悪臭を発する物		
特別管理一般廃棄物に指定されている物	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれる PCB(ポリ塩化ビフェニル)を使用する部品、ごみ焼却施設から出されるばいじん、医療機関等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理する。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じる物	タイヤ、二輪車、ピアノ、FRP 船等、消火器、金庫等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。二輪車はリサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP 船は、FRP 船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条 4 項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式の物。)、電気冷蔵庫、(電気冷凍庫を含む。)、電気洗濯機(衣類乾燥機を含む。)	当該製品を購入した小売店、または買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定取引場所へ搬入するか、または家電リサイクル受付センター(千代田区鍛冶町 2-2-2)へ申し込み、リサイクル料金および収集、運搬を依頼した場合には収集、運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)に基づく物	パソコン(ブラウン管式又は液晶式の表示装置を含む。)	排出する製品の製造事業者等に申込みをし、指示された方法により、リサイクル料金を負担し、引渡すこと。